

令和3年4月からの介護保険料が決まりました

介護保険制度は、制度施行以降、高齢者を支える制度として定着しており、3年ごとに介護保険における事業計画を策定して、介護サービスの見込み量やサービスの確保の方法などを具体的に計画することになっています。

昨年度に「第7期小鹿野町総合保健福祉計画」の見直しを行い、今年度から3年間の計画である「第8期小鹿野町総合保健福祉計画」を策定いたしました。

この事業計画に基づき、令和3年度～令和5年度の3年間を通じて介護保険が健全に運営できるよう、介護保険料を決定いたしました。

基準額は今までと同額の月額5,990円（年額71,880円）です

介護保険料は、今後3年間の介護保険に必要なサービス費用の推計額から第1号被保険者（65歳以上の人）の人数や負担割合（23%）に基づいて基準額を算定します。その結果、基準額は今までと同額の月額5,990円となりました。

保険給付にかかる費用の額によって介護保険料が決まります。今後の3年間については、基準額は今までと同額とし、低所得の人に配慮して第1段階～第3段階は軽減措置を継続します。

■介護保険料段階一覧表 第8期（令和3年度～令和5年度）■

段階	対象者	保険料年額 (保険料割合)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、住民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	21,560円 (0.5→0.3に軽減)
第2段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	35,940円 (0.75→0.5に軽減)
第3段階	住民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	50,310円 (0.75→0.7に軽減)
第4段階	住民税課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	64,690円 (0.9)
第5段階	住民税課税世帯で本人は住民税非課税の第4段階以外の人	71,880円 (基準額 1.0)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の人	86,250円 (1.2)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の人	93,440円 (1.3)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満の人	107,820円 (1.5)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上の人	122,190円 (1.7)

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

40歳以上の方が納めている介護保険料が大切な財源になっています。

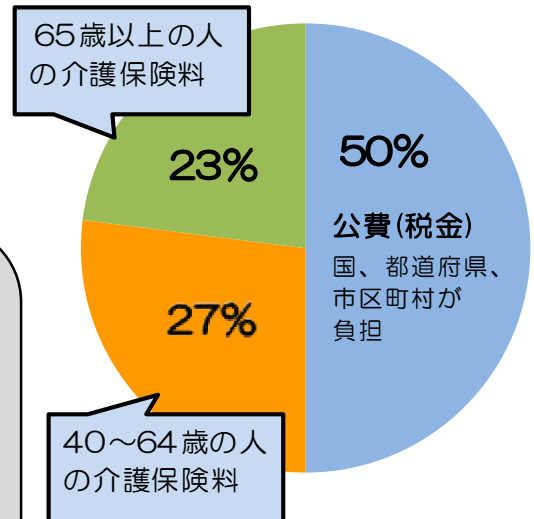
介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

保険料の上昇を緩和するため、基金を活用し基準額に反映させています。

第8期の介護保険料の決定において、保険料の上昇を少しでも抑制するため、小鹿野町では「介護保険給付費準備基金」を取崩し、保険料に充当することで基準額を計算しています。

そのため、第8期の保険料は今までと同額に抑えられました。

▼介護保険の財源の内訳
第8期（令和3年度～令和5年度）



介護保険料の納め方

●40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者により算定され納めます。

●65歳以上の人（第1号被保険者）

年金が年額18万円以上の方は原則年金から差し引かれます（特別徴収といいます）。

年金が年額18万円未満の方は送付される納付書で納めます（普通徴収といいます）。

また、年度中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日の月から保険料が発生し、送付される納付書で納めます。

※介護保険料の特別徴収（年金天引き）は、年度の上半期（4月・6月・8月）の納付を「仮徴収」、下半期（10月・12月・2月）の納付を「本徴収」として区別していますが、前年の収入の変動などで、仮徴収と本徴収の保険料額が大きく変動することがあります。そのため、一部の人の特別徴収については、6月支給の年金から徴収される保険料を調整させていただき、10月からの急激な保険料増減を防ぐようにします。

※普通徴収については、7月から翌年2月までの年8回の納付となります。

（普通徴収の方は、口座振替が便利です。）